

令和 7 年 度 第 1 回 相 模 原 市 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 発行者の名称 | 相模原市 | みずほ証券株式会社 |
| 2. 発行総額 | 金 100 億円 | S M B C 日興証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 令和 7 年度一般会計事業資金 | 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 令和 7 年 10 月 28 日 | 東海東京証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 | 1 万円 | 岡三証券株式会社 |
| | 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。 | しんきん証券株式会社 |
| 6. 利 率 | 年 1.796 パーセント | シティグループ証券株式会社 |
| 7. 発行価額 | 額面 100 円につき金 100 円 | 岩井コスモ証券株式会社 |
| 8. 償還金額 | 額面 100 円につき金 100 円 | 株式会社 S B I 証券 |
| 9. 償還の方法及び期限 | | 丸三証券株式会社 |
| (1) 本公債の元金は、令和 17 年 9 月 20 日にその全額を償還する。 | | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | | 第 16 号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | 以 上 |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 8 年 3 月 20 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | | |
| (2) 発行日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | | |
| 11. 申込期日 | 令和 7 年 10 月 22 日 | |
| 12. 募 入 方 法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 13. 払 込 期 日 | 令和 7 年 10 月 28 日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社みずほ銀行（代表）
株式会社きらぼし銀行
株式会社 S B I 新生銀行
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱 U F J 銀行
株式会社あおぞら銀行
山梨信用金庫
西武信用金庫
大和証券株式会社（代表）
野村證券株式会社 | |